

## 実務者研修（通信課程）学則

### （名称及び目的）

第1条 研修の名称は、瀬麗抜教育研究アカデミー介護福祉士実務者研修（通信課程）とし、株式会社瀬麗抜教育研究アカデミー（以下「当校」という）は、実務者研修の養成機関として、実務経験のみでは修得できない知識・技術の修得はもちろん、福祉の理念を学び、ご利用者が尊厳と自立に満ちた生活を安心して送れるよう、ご利用者に寄り添った介護ができる人材を養成することを目的とする。

### （位置）

第2条 当校は、茨城県古河市東本町一丁目48番地1に置く。  
研修場所は、茨城県古河市東本町1-22-26 友愛コーポUIプラザ1階・2階とする。

### （修業年限）

第3条 修業年限は、無資格者・訪問介護員養成研修3級資格保持者の場合6か月とする。（6か月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を1年延長して学習することができる。）  
介護職員初任者研修・訪問介護員養成2級資格保持者の場合は4か月とする。  
訪問介護員養成研修1級・介護職員基礎研修保持者は1か月とする。休学については、第14条（休学）に定めたとおりとする。

### （定員及び学級数）

第4条 1学級の定員は15名とする。学級数は1とする。

### （養成課程）

第5条 通信形式を主体として行い、一部を面接授業により行う。  
修了に必要なカリキュラムは次のとおりとする。

科目	形式	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員 研修1級	訪問介護員 研修2級	訪問介護員 研修3級	介護職員 基礎研修	その他 全国研修
人間の尊厳と自立	通信	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	通信	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	通信	30	30	免除	30	30	免除	
介護の基本Ⅰ	通信	10	免除	免除	免除	10	免除	
介護の基本Ⅱ	通信	20	20	免除	免除	20	免除	
コミュニケーション技術	通信	20	20	免除	20	20	免除	

科目	形式	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員 研修 1 級	訪問介護員 研修 2 級	訪問介護員 研修 3 級	介護職員 基礎研修	その他 全国研修
生活支援技術 I	通信	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術 II	通信	30	免除	免除	免除	30	免除	
介護過程 I	通信	20	免除	免除	免除	20	免除	
介護過程 II	通信	25	25	免除	25	25	免除	
介護過程 III (面接授業)	面接	45	45	45	45	45	免除	
こころとからだのしくみ I	通信	20	免除	免除	免除	20	免除	
こころとからだのしくみ II	通信	60	60	免除	60	60	免除	
発達と老化の理解 I	通信	10	10	免除	10	10	免除	
発達と老化の理解 II	通信	20	20	免除	20	20	免除	
認知症の理解 I	通信	10	免除	免除	10	10	免除	認知症 実践者研修
認知症の理解 II	通信	20	20	免除	20	20	免除	
障害の理解 I	通信	10	免除	免除	10	10	免除	
障害の理解 II	通信	20	20	免除	20	20	免除	
医療的ケア	通信	50	50	50	50	50	50	喀痰吸引等 研修
医療的ケア (演習)	面接	12	12	12	12	12	12	喀痰吸引等 研修
<b>合計</b>		<b>462</b>	<b>332</b>	<b>107</b>	<b>332</b>	<b>432</b>	<b>62</b>	

## (履修方法)

第 6 条 受講生は、実務者研修カリキュラムに沿った内容・時間数を自宅学習し、示された学習課題について、科目ごとの提出期限内に提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2. 面接授業に出席するためには、当校が定める期日までに指定のレポートを終了していなければならない。

第 7 条 本研修は通信課程とし、通信科目の履修方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法 受講生はテキストに沿って自己学習し、当校の定める期日までに各科目のレポートを提出する。
- (2) 面接授業の出席条件として、介護過程 III 及び医療的ケア (演習含む) は、すべて出席を必須とする。
- (3) 評価方法 各科目のレポートは 100 点満点中 60 点以上を合格とし、60 点未満の場合は再提出とする。
- (4) 個別指導 通信課程の学習に際しての質問等は、E-mail および FAX にて受付、担当講師が個別に回答する。

(休業日)

第 8 条 次に掲げる日には、授業は行わない。

- (1)日曜日及び土曜日（面接授業実施日を除く）
- (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3)年末年始（12月28日から1月3日まで）の期間
- (4)天災その他、やむを得ない事情により授業を行うことができないと、当校が認める日
- (5)前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

(入学時期)

第 9 条 入学の時期は各学級の開講日とする。

(入学資格)

第 10 条 入所資格は今後、介護サービスに従事しようとする者・介護福祉士の資格取得を目指しているものであって、研修意欲があるもの。また、当校の面接授業を受講可能な範囲に居住する者とする。

(入学者の選考)

第 11 条 受講生の選考方法は、以下のとおりとする。

当校指定の申込用紙に必要事項を記載・各種資格証明書類の添付の上、当校が指定した期日までに申し込んだ者。ただし、定員に達した場合はその時点で申し込みは終了する。

(受講手続)

第 12 条 受講生は当校が定める期間内に、誓約書・その他保有資格証（写し）等、必要な書類を当校に提出し、受講料を納入しなければならない。

(退学)

第 13 条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し当校の許可を得なければならない。

(休学)

第 14 条 受講生は疾病その他やむを得ない理由により、連続して1か月半以上修学をすることができない場合は、休学願を提出し、当校の許可を得なければならない。この場合において、疾病による時は医師の診断書を添付しなければならない。

(復学)

第 15 条 休学していた受講生は、休学の理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し当校の許可を得なければならない。

## (課程の修了)

第 16 条 修了の認定は以下の通りとする。

1. 受講料を全額納付し、第 5 条に定めるカリキュラムの全課程を履修し、通信での課題は提出期限を厳守していること。
2. 全課程を修了した時点で、同条 1 の評価と受講態度を総合的に評価し、100 点満点中、A 評価（90 点以上）・B 評価（80～89 点）・C 評価（70～79 点）・D 評価（70 点 未満）の 4 段階で評価する。認定は、C 以上で評価基準を満たしたものとする。ただし、D 判定の者については再提出とし、合格するまで再提出を行う。
3. 介護過程Ⅲは、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。科目の最終日に評価を行ない、100 点満点中 70 点以上を合格とする。不合格者は、1 時間の補習、再評価を受ける。ただし、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。
4. 医療的ケア講義部分は、小テストを実施し 100 点満点中 70 点以上を合格とする。不合格者は、1 時間の補習、再評価を受ける。ただし、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。
5. 医療的ケア演習は、全てを受講し、喀痰吸引 3 行為、経管栄養 2 行為に対しそれぞれ 5 回評価を行い、5 回目以降を成功することで合格とする。救急蘇生法は 1 回実施し合格とする。
6. すべての科目の修了を認定された者には、修了証明書を交付する。

## (受講料)

第 17 条 受講料は次のとおりとする。また、カリキュラムの運営上において、特別な費用が発生する場合は、事前に受講生に告知し別途徴収することがある。

2. 退学または休学した者に係る既納の受講料は還付しない。ただし所定の手続きをし、全期に亘って欠席した場合は、この限りではない。
3. 当校独自の割引を行うことがある。

## ◎受講料

所有資格	研修参加費合計	
介護職員基礎研修	31,900 円	テキスト代・消費税込み
訪問介護員 1 級	59,400 円	
訪問介護員 2 級	88,000 円	
介護職員初任者研修	88,000 円	
無資格者・訪問介護員 3 級	109,780 円	

## ◎使用教材

テキスト名	巻 科目	出版社
介護福祉士養成実務者研修 テキスト 全9巻	第1巻 人間の尊厳と自立／社会の理解Ⅰ・Ⅱ	一般財団法人 長寿社会開発センター
	第2巻 介護の基本Ⅰ・Ⅱ	
	第3巻 コミュニケーション技術	
	第4巻 生活支援技術Ⅰ・Ⅱ	
	第5巻 介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
	第6巻 発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ／認知症の理解Ⅰ・Ⅱ	
	第7巻 障害の理解Ⅰ・Ⅱ	
	第8巻 こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ	
	第9巻 医療的ケア 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養	

## (教職員の組織)

第18条 当校に次の職員を置く。

- ・学校長1名
  - ・主任教員1名
  - ・専任教員1名
  - ・介護課程Ⅲを担当する教員1名
  - ・医療的ケアを担当する教員1名
  - ・その他必要な教職員。
- } 兼務可

## (表彰)

第19条 当校は学業成績が優秀である者、又は他の学生の模範となる者を表彰することができる。

## (懲戒)

第20条 当校は受講生が次の各号のいずれかに該当した場合、職員会議の議を経て、学校長が戒告、停学又は退学の措置をとることができる。

- (1)素行不良（遅刻常習・無断欠席・演習課題の遅延が常習等）で改悛の見込みがないと認められる時。
- (2)秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- (3)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる時。
- (4)その他、この学則又はこれに基づく規定に違反した場合。
- (5)死亡の届け出があった場合。

(その他の事項)

第 21 条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は学校長が別に定める。

付則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。